

# ひとり親家庭のために

## (1) ひとり親家庭のための支援

ひとり親家庭の方が利用できる制度の内容や問合せ先などについては、「まなざし ひとり親家庭サポートガイドブック」に、詳細を掲載していますので、御活用ください。

### 主な配布場所

各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

母子・父子福祉センターサン・ライヴ

市ホームページでも公開しています。

「川崎市 サポートガイドブック」で検索ください。

### 問合せ先

こども未来局こども家庭課 TEL200-2672 FAX200-3638

## 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業相談、情報の提供、生活・就業支援講座や研修の実施、福祉活動の場を提供しています。また、以下の制度等の申請窓口にもなっています。

### ●日常生活支援（エンゼルパートナー）制度

母子・父子家庭・寡婦の方で、一時的な事由等で日常生活にお困りの方に、家庭生活支援員を派遣して、生活援助・子育て支援サービスを行う制度です。

- ・派遣内容  
生活援助・子育て支援（保育）
- ・派遣回数  
原則、月10日かつ一年度240時間まで
- ・利用者負担額

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護、市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

**●高等職業訓練促進給付金等事業**

ひとり親家庭の親が看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得を目的に1年以上の養成機関に修業する場合で資格の取得が見込まれる時に、訓練促進給付金と修了支援給付金を支給します。

**●高等職業訓練促進資金貸付事業（（福）川崎市社会福祉協議会が実施）**

高等職業訓練促進給付金を受給して資格取得を目指す場合に、入学準備金及び就職準備金をお貸しします。（返済免除の要件あり）

**●自立支援教育訓練給付金事業**

ひとり親家庭の親が、仕事に就くために必要な厚生労働省指定の一般教育訓練講座または専門実践教育訓練講座（専門資格の取得を目指すもの）を受講する際に、受講料等費用の一部を給付します。

**●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する際に受講修了時給付金、試験に合格した場合には合格時給付金を給付します。

**問合せ先**

母子・父子福祉センターサン・ライヴ TEL733-1166

**母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度**

母子家庭の母とその子、父子家庭の父とその子、寡婦の方とその子に修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金などを申請に基づき審査の上、お貸しします。

**問合せ先**

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課（児童家庭サービス係）

地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）

TEL108・109 ページ参照

## 児童扶養手当

23 ページ参照

## ひとり親家庭等医療費助成制度

26 ページ参照

## 母子・父子福祉団体

母子家庭の母親や寡婦の方が、お互いに助け合い、学び、楽しみ、交流するため、各地区に母子寡婦福祉会及びその連合組織である（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会（つくし会）があります。

### 問合せ先

（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 TEL733-1166

## シングルマザーのための支援

シングルマザーの就職・転職支援のほか、仲間を増やすための「コミュニティ」、人間関係を円滑にするための「コミュニケーション力」を提供します。

### 問合せ先

（一社）日本シングルマザー支援協会 TEL045-534-8849

## 母子生活支援施設

母子世帯で、事情により児童（18歳未満）の福祉に影響があり、保護及び自立支援を必要としているときに、入所利用できます。

問合せ先 区役所地域みまもり支援センター（地域サポート）、地区健康福祉ステーション（地区支援担当） TEL108・109 ページ参照